

アジアと各国を知財“CHIZAI”で結ぶネットワーク誌 Vol.15



目次

- (連載) 模倣品・海賊版とその源泉③
「自由貿易ゾーンでの通り抜けと税関検査リスクの低さ」 ---1
-研究発表-----7
「デジタルコンテンツ・スタートアップの IP 活動特性の分析」
- idea Mart バックナンバー -----11
-AIPIN 会員と AIPD コンサル業務のご案内-----12

新！シリーズ

模倣品・海賊版とその源泉③

「自由貿易ゾーンでの通り抜けと税関検査リスクの低さ」

AIPIN 編集部

1. FTZs (Free Trade Zone)自由貿易地域

前号では主要国の税関検査で押収される模倣品は氷山の一角であることを紹介しましたが、偽造者は多くの場合、FTZs¹ などの積替えポイントで税関検査の主要な指標である原産地表記を再ドキュメントし、コンテナに入れ、原産地や仕向け先を容易に隠蔽し、出荷していることが多いと指摘されています。

世界経済フォーラム (WEF)² は、その手段として・・・

¹ こうした場所は、管理手順の簡略化、税金免除、原材料・機械部品や機器の輸入免税などがあるが、多くの場合、管轄区域全体の監督・管理は様々であり、透明性が欠如していると指摘されている。国際商工会議所・模倣品海賊版阻止に関する設置機関のハイライトとして FTZs の問題は、FTZs 内の規制監督の限界を指摘している。つまり、稀にしか適用されない税金や規制、限られた製品検査、法の適用から免れるなど経済的な面を優先している。又、いくつかの報告によれば、関税行政と FTZs 間の IT システムの調整不足が強調されている。

² World Economic Forum Global Agenda Council on Organized Crime: 'Organized Crime Enablers', July 2012. <https://www.weforum.org/>

「偽造が流通する商品を輸送や積み替えを使用する」といい、主加害者としてそれらうち「製品の性質を偽装し、それをより困難にするための手段として、地理的に複数の多様な港を経由させ（・・・中略・・・）法執行機関は、この活動を追跡するための偽造は、さらにその後、未成品を輸入し、（・・・中略・・・）ラベル³ を追加することにより完全な偽造を FTZs で製造、または再パッケージや商品のラベルを書き換え、或いは模倣品製造も FTZs' で行われる。」と指摘しています。

FTZs では、商品の原産地を隠すだけでなく、包装、コンテナの荷札や商標の再ラベル・偽装文書などが容易に行える場所でもあり、その数は欧州連合の 82 箇所を含み、135 カ国 3,000 箇所にとぼっています。

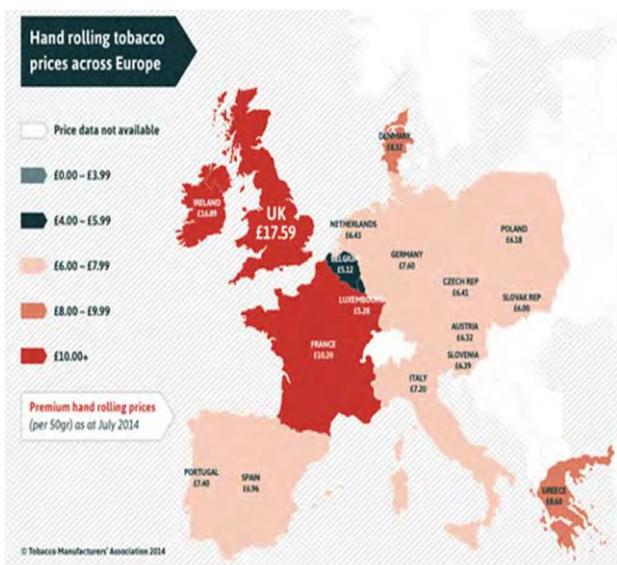
例えば、アラブ首長国連邦 のドバイにあるジュベル・アリ (JAFZ) は世界最大のフリーゾーンで偽装製品の主要な発生地でもあるとも言われています。JAFZ にはタバコのカテゴリに記載されている企業が 54 ありますが、国際的なタバコ製造企業⁴ は 9 社にすぎません。このことは「偽造」はこうした旨味のあるインフラを乱用していると見られています。

³ この場合、正規に商標登録されたラベル、各種認証ラベル等

⁴ Tax and Investment Centre has registered

本誌前号で紹介しましたように、偽造医薬の次に製造・販売投資に対するリターンが大きいのが偽造タバコ⁵です。欧州におけるタバコの販売価格ではドイツ・スペインの平均価格は、それぞれ 5.1€、フランスでは 7€、イギリス、アイルランドは 8.1€ですが、インペリアル社のタバコはイギリスで 17.59€（約 2,700 円）で販売されています。

EU 国境規制⁶ の下では、偽造製品の購入で



欧州におけるタバコ価格帯

あれば関連構成部品は廃棄されますが、商標権を付した偽造タバコ製品の多くは、税関では商標権侵害として扱われず、一般的に評価額で処理され、違法取引に関与した偽造者は過小に評価されています。

国際商工会議所の BASCAP⁷ ノートにあるように偽造が行われていない場合でも組織的偽造グループでグローバルな貿易を好み、検査リスク減らすためにその政府の庇護下による FTZs の仕組みなどを利用しさまざまな偽装を行うと述べています。

⁵ インペリアル・タバコ社のセキュリティ・アナリストは、違法パウチの数は 6.6 トンを占めるに至っていると指摘している（2015 年時点）

⁶ EU Border Regulations /608/2013

⁷ 国際商工会議所・模倣品海賊版阻止に関する設置機関 (BASCAP/Business Action to Stop Counterfeiting and Piracy)

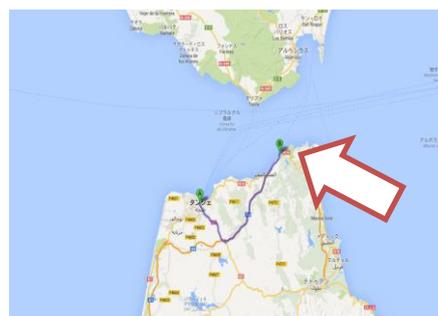


UAE のジュベラリ・フリーゾーン：(JAFZA) のカタログより

2. 欧州へのルート

① 欧州の入り口にあるモロッコのタンジエメッド自由貿易区⁸は地中海とアフリカ最大の港の一つで、2007 年以来、ジブラルタル海峡の南のモロッコの海岸に欧州連合 (EU) から僅か 15 キロという戦略的な場所に位置しており、模造品の多くを EU に輸出する犯罪ネットワーク (OCGs) に加担する機会が提供されていることが多いことが指摘されています。

モロッコ/タンジエメッド港の位置



タンジエメッドの港の新しい FTZs は EU に模造品を輸出するための積替

え港として OCGs にそうした機会を提供しているといわれています。

② **ギリシャのピリウス港**は海上輸送の主要なハブであり、ヨーロッパとアジアを結ぶ物資のトランジットポイントである自由貿易地域の一つでもあります。

⁸ 現在の積置は 350 万コンテナであるが、将来は 800 万コンテナ、7 万人の乗客、70 万台のトラック 2 万台の車、そして 10 MT 石油製品を取り扱っているとされている。又「タンジエメッドII」は、深海に直し開かれ、このコンテナターミナル全体で 500 万コンテナを取り扱おうとされ、さらに 2017 年までに FTZ とフリーポートとしてのタンジエメッドのサイズを拡大しており、現在、世界最大の FTZ の一つと考えられているアラブ首長国連邦の JAFZA よりも大きい。スペインとタンジエメッドは 15 キロという距離に位置し、将来、偽造品の積替え基地として EU への偽造品が提供される恐れがあり、スペインの税関当局への脅威が大きい。今後の運用途徑及び評価を考慮しなければならぬ。

③ **ベルギーのアントワープ港-ゼーブルージュ港**は、は四つのコンテナドックの内三つが中国側で運営されています。

3. ラベルの張替え、認証ラベル不正使用の実際

既に、いくつかの事例で示されるように、ブランドを付せず⁹ 出荷される商品、ラベルやパッケージングを別送することなど、諸法に対応した行為、さらに合法的に、リラベル¹⁰などで製品を輸入し、偽造品を販売し、さらに勝手に商標など産業財産権登録¹¹していることなどが知られてい



イタリア国家軍警察（カラビニエリ NAS）による証拠品の査察風景（写真は今年2月中国抗 Covid 薬が押収されたときの風景）



ます。

又、こうした不正なラベルの使用は公正取引認証マークや他の認定ラベルも含まれます。

多くの場合、公正取引認証マーク製品は非公正取引製品よりも高価で取引されますが、こうしたマークは簡単に複製され、容易に製品に貼付することができます。

例えば、欧州の食品業界は適合しない製品にオーガニック・ラベル（有機認証）¹²（上図）を付すことを問題視しています。有機食品類は「有機認証」を得ることで高い小売価格が維持されていますが、その認証マークは偽造生産者によって悪用されています。

イタリア CCPB（認証機関）では Q Certificazioni s.r.l からラベルなどの証明書、提出ドキュメントの改ざんで、適合性、または虚偽の有機認定の

偽造証明書を保持している企業の例が報告され、有機農業分野での活動を監視し続けています。このような虚偽表示の使用による大規模な詐欺は組織的に行われ、各国で莫大な利益を得ています。

4. 原産地虚偽表示

イタリアの食品の多くは「地理的表示/GI¹³」が侵害され、犠牲になっている例が多いと言えます。イタリア食品業界では一般的に国内の認証機関¹⁴ から発行される認証などが改ざんされ、虚偽の有機認定の偽造証明書を有していた幾つかの企業の例が報告¹⁵ されています。

⁹ ノーブランドの商品を輸入することは違法ではないので、税関境界線において押収できない

¹⁰ 無印商品輸入し、販売される前に印刷された偽造商標ラベル付し、市場で販売している

¹¹ 所謂抜駆け(冒認登録)登録

¹² <http://www.sinab.it/sites/default/files/share/yyuki-141.pdf>

¹³ Geographic Indication/ GI は、ある商品の品質や評価が、その地理的原産地に由来する場合に、その商品の原産地を特定する表示である。条約や法令により、知的財産権の一つとして保護される。

¹⁴ 食品業界では Q Certificazioni s.r.l.（イタリア認証機関）から一般的に認証ラベルなどの証明書が発行される。提出の改ざんで、有機農業分野での活動を監視するためにイタリアの権限のある当局によって認可プライベート体、および CCPB（イタリアのオーガニック認証機関）は、適合性、または虚偽の有機認定の偽造証明書を保持している企業の例を報告しました。

¹⁵ 一般的な事件では、有機農業分野での活動を監視するためにイタリアの権限のある当局によって監督されている認可団体や CCPB（イタリアのオーガニック認証機関）が、虚偽の有機認定の

例えば、ギリシャ、モロッコ、スペインからのオリーブ・オイルに種子油、葉緑素やベータカロチンを混合して「イタリア製」というラベルを付け、エクストラ・バージン・オリーブオイルとして虚偽の認証を使用していたり、或いは、高価なパルマハム（Parma Ham）がジェネリックハムの皮に焼印ブランド（hot iron brand）をマークして偽装していたことなどが挙げられています。

又、飲料関係ではモエ・エ・シャンドン（Moët & Chandon）とヴーヴ・クリコ（Veuve Clicquot）のシャンパンの偽造ボトルがナポリの店の棚の上で発見され、これをきっかけにカラビニエリ¹⁶ は、製品の生産と販売のチェーン全体を調査し、巧妙にラベルが偽造、カートン、ボトルキャップとスタンプや瓶詰め機器を押収しました。これは少なくとも 50,000 ボトルを市場で流通させる数量であったと報告¹⁷ しています。

業界紙のイルプント（Il Punto Coldiretti）¹⁸ は、イタリアで作られ全農業食品生産イタリアで販売・輸出された三分の一（33%）に外国の原材料が含まれていると報告¹⁹ しています。

5. そのほかの事例

【事例 1】

ベルギーの偽造グループは、格安のワインを使用して、合法的なサプライチェーンに偽造ワインを潜入させていました。このワインボトルは、正当なボトルング工場で充填さ



偽造証明書を保持しているいくつかの企業の例を報告している

¹⁶ Carabinieiri/国家治安警察隊

¹⁷ イタリアカラビニエリ N.A.S. のウェブサイト上のプレス（2013.12.13）低品質の中身は別の場所に輸送・製造され、ピエモンテで、商品が偽造ラベルに換えられ、偽造されたロゴとカートンに詰め代えられていた。使用されたボトルもガラス工場製造され、偽造に関わる様々なサプライチェーンなどの存在が明らかになっている。

¹⁸ 農業食品システムの企業向け情報新聞

¹⁹ www.ilpuncocoldiretti.it

れていましたが、ワインが生産現場で瓶詰めされたことを示す“mis en bouteille a la propriete”（所有者元詰め）という高品質を証明する専用コルクやラベルなどを付していたことが報告されています。

・【事例 2】

欧州各国のメディアは 2013 年当時、「馬肉スキヤンダル」の事例²⁰ を紹介しています。馬肉は日本人にとって違和感はありませんが、欧州においては値段も牛肉の 1/6 程度で売られるような食品です。しかも牛肉に見せかけて販売されるに至っては詐欺の何物でもないでしょう。つい数年前までは欧州地域における「馬肉スキヤンダル」はかなり頻繁に起こっていたようです。

一つは、北アイルランド農村の低温貯蔵施設の違法運営に関する事例で、アジアから到着した不審なコンテナを運送会社が農業省に通知し、その後、省の職員は低温貯蔵施設内で製造機械、包装機器、CAT 3 ABP²¹ などの包装を発見、噂によれば、偽造獣医マークによる巨大な EU 全体の食肉供給プラントであったとしています。又、フランスでは牛肉として売られていた馬肉はルーマニアの食肉処理場からオランダの食品販売業者、次にキプロスの販売業者を経てフランスの企業へ売却されたということが判明しています。通常、こうした複雑な経路の過程で製品・認証マークが貼り替えられ移送されます。

【事例 3】

安価な規格外の発電機、ドリル、チェーンソー、機器などが中国からナポリの港に揚陸され、イタリアのベンダーを経由して、よく知られた日立、ホンダ、ハスクバーナ、ポッシュまたは STIHL などのブランド製品にラベルが張り替えられ EU 全体に頒布されていた事件がありました。この事件

²⁰ https://www.maff.go.jp/primaff/kanko/project/attach/pdf/130731_25sup2_09.pdf

²¹ Veterinary checks Document(共通獣医入国文書(CVED))
https://en.wikipedia.org/wiki/Common_Veterinary_Entry_Document

では EU 加盟国は複数の金融取引も発見し、3 百万€の資産を凍結し、20 の EU 加盟国と 3 つの非加盟国でレイド（摘発）が行なわれ、60 名の逮捕者と、推定額で 12 百万€の偽造・規格外製品、約 800 トン以上が押収されました。



【標章が張替えられた製品】
写真上：“BOSCH”に似せ“BOUDECH”での発電機、日立製のラベルに張替えられていた（ユーロポール提供）

【事例 4】
イギリスの電気技術工業会（BEAMA）²²は、500 の回路保護装置および配線部品を製造している違法な中国の温州にある製造拠点を内定しました。さ



偽造電気機器、偽造ラベルやセキュリティー認証（BEAMA）提供

らに詳しい調査の結果、偽造品とは別に偽造ラベルも出荷されていることが分かり、仕向け地での組立品に付されていました。通常、偽造書類とは認証 CE マーク、ドキュメント、セキュリティー・ホログラム、リーフレット及び保証書類などのコンプライアンスが含まれます。

【事例 5】

家庭用品の偽造品生産拠点の摘発事例ではよく知られたブランドの偽造ロゴを使用してハンガリーで模倣品を製造していたケースで、食器用洗剤で 120,000 ボトル、粉末洗剤の 44 トン、17,000 ボトルのシャンプーとゲル状の液体洗剤 8,200 ボ

EUROPEAN NORTH TECHNICAL CERTIFICATION	ITALY	ITALY	HOLLAND	BELGIUM	FRANCE	AUSTRIA	SWITZERLAND
ENEC	IMQ	CON	KEMA	CEBEC	LCIE	OVE	SEV
RUSSIA	HUNGARY	POLAND	CZECH REPUBLIC	NORWAY	SWEDEN	GERMANY	FINLAND
GOST-R	MEEI	BBJ SEP.	EZU	NEMKO	SEMKO	DEMKO	FIMKO
GERMANY	USA	CANADA	USA	USA-CANADA	UNITED KINGDOM	CHINA	ARGENTINA
VDE	UL	CSA	UR	cULus	BSI	CCC	IRAM

世界的な品質の維持と安全を提供する認証マークは、図に示されるが、偽造は定期的にこれらの証明を偽造し、模倣品を本物に見せかける

トル、さらに、多くの未完成のボトル、キャップ、ラベル、そしてカートンなどが発見されています。この工場はハンガリーにあり、旧ソ連諸国からの不法労働者を雇って製造し、これらの製品をトラックでドイツ、フランス、オーストリア、ポーランド、スロベニアおよびその他の国の小売業者



レイドで摘発された模倣品製造現場

に販売していました²³。なお、輸入会社が主犯格でセルビア人でした。

6. 税関連携の必要性

偽造グループのファシリテーターはサプライチェーン・ベンダーなどと連携し、あらゆる手段で税関コントロール時の検査の回避など、税関をすり抜ける行為を行っています。

この原因を OEOIIPR（欧州委員会模倣品・海賊

²² <https://www.beama.org.uk/>

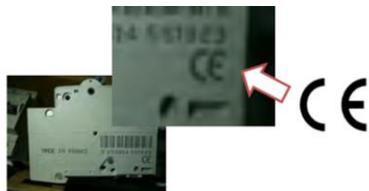
²³ 調べによるとスロベニアからドイツに向かうトラックを停止させ、インボイスによるとドイツ、フランス、オーストリア、ポーランド、スロベニアおよびその他の国の小売業者に販売されていたことを突き止めた。出典：ヴィス Probandi リミテッド

版監視部門) 2016 レポート²⁴ では実際・経験的にかつ非公式に接触した偽造集団グループと犯罪者ネットワークとの接触からいくつか示唆しています。

- 模造品の大部分は、郵便や宅配便で輸送されるが、小型小包の押収を処理するための税関管理者、国境規制など、偽造品の高いレベルでの検査と留置を維持するキャパが低下している
- マニュアル、ラベル、空の包装などセパレート製品の多くが見過ごされている
- 権利者によって税関に提供される研修資料の多くは、自社の最終製品に焦点が当てられ、一見して利便性があるように思われるが、保証書、認証マークや他のドキュメントなど補助的な部分に焦点が当てられていない
- 又、偽造品の大半は EU 以外の国から送られたにもかかわらず、管轄国家当局の対応が甘く、或いは、EU 域内での生産もあることを示している

BASCAP²⁵ のハイライトとして「フリーゾーンを考慮することとして、①フリーゾーン内の規制監督の限界、②稀にしか適用されない課税と規制、③限られた製品検査、④法の適用から免れ、経済的な支配を生み易い」と指摘しています。

ヨーロッパ域内では、EU 境界でのチェックを回避し、偽造品生産するための最も費用対効果の高いやり方で、アジアや隣国からの輸入はこ



CE マークは、製品を EU 加盟国へ輸出する際に、安全基準条件（使用者・消費者の健康と安全および共通利益の確保を守るための条件）を満たすことを証明する



ポルトガルでの偽造カード、偽造パスポートやステッカー、偽造の認証スタンプ類

のような低いリスクと安い輸送コストにより維持され、さらに、偽造による逮捕、生産設備が押収されていても、罰則が低く、それでいて利益率が高く、組織的偽造集団グループは代替生産を可能にするために、隣接する EU-MS²⁶ に素早く移動・生産することが可能となっています。

次回は偽造がサプライチェーンに容易に参入している現状などを説明したいと思います。

²⁴ レポートは 欧州連合における模倣実態 2015 状況報告 "Situation Report on Counterfeiting in the European Union"/ 欧州警察機構 (EROPOL) と欧州共同体商標意匠庁 (OHIM) による (2016 年報告

²⁵ 国際商業会議所の BASCAP (Business Action to Stop Counterfeiting and Piracy):

²⁶ Member state of the European Union

デジタルコンテンツ・スタートアップの IP 活動特性の分析

韓国全南大学工学教育革新センター教授 趙 在新 (AIPIN 会員)
Mr. Jae-Shin Jo (AIPIN Member)
Professor, Innovation Center for Engineering Education,
Chonnam National University, Gwangju Yongbongro 77, Korea

概要

Fortune 誌の「Ten Startups in Korea」の IP 活動を分析したところ、そのほとんどがデジタルコンテンツに関連しており、特許出願件数は少なくなかったものの、商標の認知度は非常に低かった。スタートアップ IP 管理には、IP 教育サポートと関連する専門家派遣サポートが必要であり、「IP アクセラレータ」を導入することにより、スタートアップ成長の各段階でサポートされる必要がある。

I・序論

「スタートアップ (Startup)」の用語は、法律的に明確に定義されていないが、関連法では、中小企業創業支援法第 2 条で「初期創業者」とは、創業者の中から、中小企業を創業し、事業を開始した日から 3 年が経過しない者として定義している。スタートアップの定義について、学界と現場の経験に基づき総合してみると、創業後 5 年以内に、10 人以内の人員で構成され、組織の分化が行われていない新生創業企業と定義している[1]。

本稿の内容において、デジタルコンテンツ関連スタートアップの IP 活動と特性、そして IP が、これらのスタートアップにどのような影響を与えるかを見る。

研究方法において、これらのスタートアップの IP 活動分析を通常の法律的/経済的理論的にアプローチにより、統計で見た定量的分析と、他の先行研究・資料を根拠として有意内容を推論する定性的分析をする。

本稿の II 章では、デジタルコンテンツに関連するスタートアップの特許活動の分析から先行研究と韓国内 10 大スタートアップの IP 活動の定量的分析を扱う。第三章では、結論と示唆を模索する。

II. スタートアップ (Startup) の特許活動の分析

2-1 国内スタートアップ企業における特許活動の分析と先行研究

企業規模における IP 担当組織の保有率は、スタートアップが 67.3%で、大企業は 97.1%、中堅企業は 89.7%、そして中小企業が 78.0%となっており、これらに比べてスタートアップは低いと言える。しかし、R&D 人材に対比した IP 担当の人材はスタートアップが 33.9%で、大企業の 1.8%よりもかなり高いレベルであることが明らかである[2]。

韓国政府 (KIPO/特許庁) の IP ポリシーに関するサービスの全 15 項目に対し、IP 支援制度及び本事業の中で企業として魅力的だと回答したのは、「特許維持年金の減免拡大」、「特許成長リワード制度」2 項目だけであった。

IP 未保有企業はどのアイテムにも関心を示さず、IP を保有している企業は、4 つの項目 (①特許年次登録料減免拡大、②特許成長リワード制度²⁷、③特許共済制度²⁸、④スタートアップ特許バウチャー²⁹) が魅力的だと回答した。制度や事業に恩

²⁷個人・中小企業が年間 (1 月 1 日~12 月 31 日) 特許デザインの出発活動に納付した手数料の総額が基準額 (30 万円) を超えた場合、納付した金額の最大 50%まで知的財産ポイントに戻される制度である。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2019/346972191095f947.html>

²⁸中小・中堅企業の技術を保護し、知的財産競争力を強化するための技術保証基金が運営している特許庁委託政策事業として控除に加入した中小・中堅企業が共同獲得した掛金に知的財産権の紛争や国内外の出願などの費用負担が発生した加入者に最大納入掛金の 5 倍までのレンタルを通じて相互扶助する共済制度である。知的財産共済事業は、控除のメンバーの中で誰でも直面することができず難しい危機を加えて克服することにより、共存と協力の社会的価値を実現する意義を置いている。

²⁹スタートアップが IP サービス利用時期、IP サービスの分野とサービス機関を主導的に選択・利用して、コストをバウチャーに

恵を受けた経験がある企業でさえも魅力的であったと回答した項目は(①特許育てるリワード、②IPプログラム³⁰)の二つであった[3]。

2-2 外国におけるスタートアップの特許活動の分析のための先行研究

1) フィンランド

フィンランドは、2008年に世界的な金融危機以降、新たな試みを模索し、それに応じて融合型人材育成のためにヘルシンキ工科大学、ヘルシンキ美術デザイン大学、ヘルシンキ経済大学を統合したアルト(Aalto)大学を新設した。学士課程の1つのカリキュラムを専門分野が互いに異なる教授が担当しており[4]、融合科目であるPDP

(Product Development Project)の授業が代表的である。フィンランド創業関連政策を主導的に行う機関TEKESは、アイデアを発掘して、特許出願及び創業までつなげるためにプログラムを運営してフィンランドで核心役割をしている。さらに

情報を一元化するために統合システム(www.suomi.fi)を構築した[5]。

スタートアップのIPサポートは、初期から実務とともに体系的に提供し、成長

後のグローバルVC(Venture Capital)の投資誘致をするのが一般的である[6]。



2) 米国

IPをベースにした、米国の大学のスタートアップ数は過去5年間で32%に増加した。代表的な起業は、Googleがその例である。Googleが起業の後、スタンフォード大学から購入した検索エン

支給する事業である。申請資格は創業が事業公告から7年未満の売上高は100億未満(前年度の財務諸表基準)である。

³⁰創業後7年以内に、中小企業との切り替え創業で再跳躍を狙う中小企業に保有技術について知的財産基盤の技術・経営コンサルティングのサポートにより、市場競争力の強化及び企業生存力を高めるせていただく事業である。申請資格は、技術を保有している創業後7年以内の中小企業との切り替え創業後5年以内に中小企業である。

ジンのページランク(pagerank)特許(活用)で2年ぶりに首位になった。[7]。

ハーバード経営大学院によると、スタートアップが特許を保有している場合、全体のスタートアップ平均より起業して5年以降の雇用成長率が54.5%、売上成長率が79.5%と高く、また、ベンチャーキャピタルからの投資は一般のそれよりも47%高いとしている[8]。

特許出願はすぐに査定・登録がされる場合もあるが、通常は1~2回程度の拒絶を経て登録される。しかし、スタートアップの最初の特許出願が拒絶なく、一発で特許登録された場合、拒絶を受けた後に登録された案件に比し、5年後の売上増加率が2.9倍、雇用増加率は4.1倍と高いことが明らかになっている[9]。この理由は、最初の特許出願した発明は、通常出願の発明とは明らかに根底から異なる(独創的)技術である。

また、スタートアップ企業は、特許を保有している場合とそうでない企業に比べて35倍と成長の可能性が高いことが明らかになっている[10]。

米国のスタートアップを支援する代表的なアクセラレータであるY-Combinator(YC/ベンチャーキャピタル)は、アクセラレータの概念を世界に先駆けた企業であり[11]、YCの最大の強みは、YCを卒業した1588以上のスタートアップ、3,500人の創業者で構築されたAlumni Network(同窓生組織)である[12]。

3) 日本

日本のベンチャー企業(2,255社)の中での研究成果を特許基盤で設立されたベンチャー企業は、58.9%に達する[13]。現在は、インターネットサービスをベースにしたスタートアップが主であるが、技術系のスタートアップを育成しており、IPベースの競争力を持つスタートアップを生み出すための環境づくりを推進している[14]。日本の特許庁は、新たにスタートアップ関連政策の中で現実と乖離があるポリシー(例えば、「ビジネスモデル(BM)特許」)を分析し、改めて実証している[15]。

2-3 韓国内 10 大スタートアップ企業における IP 活動の定量分析

この項目で扱う分析対象企業は、米国の経済フォーチュン誌で選定した「韓国の 10 大のスタートアップ（新生企業）」を対象にしている。

分析は、これらの 10 大のスタートアップの特許と商標の IP を定量的分析に基づく。

分析データの範囲は、特許出願日後、1 年 6 ヶ月を経過した出願公開情報であり、直近は 2018 年までに公開されたものである。なお、データは、韓国特許庁から提供されたものであり、検索エンジンは、韓国特許情報院が運営する「キーフリーズ」(<http://www.kipris.or.kr>) による。

選定された 10 大のスタートアップ企業にはモバイルアプリを造る会社から人工知能、バーチャルリアリティ、ブロックチェーン、新鮮食品流通、O2O、e スポーツ、クラウドコンピューティングなどの様々なデジタルコンテンツ分野を網羅している。

選定された 10 大のスタートアップ企業の特許出願件数は、平均 3.6 件であり、特許登録件数は 2 件である。しかし、特許があまり必要としないゲーム/ショッピング/サービス業プロバイダである Gen. G、サンドバード、メディブロック、マーケットカーリーとクロッキードットコム（ジグザグ）を除けば、特許出願件数は、平均 6.8 件（特許登録件数は 3.6 件）である。

なお、ゲーム/ショッピング/サービス業プロバイダを除いた 5 つのスタートアップ企業のすべては 2014 年以降に創立されており、特許保有件数が少なくないことは容易に理解できる。

又、選定された 10 大のスタートアップの商標出願件数は平均 1.4 件であり、商標登録件数は 0.7 件に過ぎない。ハイパーコネク、Gen.G(旧 KSV)、マーケットカーリー、ジグザグを除いた残りの 6 つのスタートアップ企業はブランドを保有していなかった。

韓国 Top 10 スタートアップ企業の知財状況（特許）

業種	企業	出願数	登録数
研究・開発	Hyperconnect (Application Software Development)	20	9
	Xbrain (Application Software Development)	3	1
	Luxid Lab (Application Software Development)	7	4
ゲーム	Wanted Lab (Application Software Development)	1	1
	Vespin Global (Internet Service Delivery)	3	3
	Gen.G (KSV)(game operation)	1	1
サービス	Sandbird (System Advisory, Deployment)	0	0
	Mediblock (Medical Information Service Platform)	0	0
店舗・サービス	Market Kurly (shopping delivery service app)	0	0
店舗	Zigzag (Crokey Dot Com)	1	1
全業種平均		3.6	2.0
Average of games /shopping /service excluded		6.8	3.6

韓国 Top 10 スタートアップ企業の知財状況（商標）

業種	企業	出願数	登録数
研究・開発	Hyperconnect (Application Software Development)	3	2
	Xbrain (Application Software Development)	0	0
	Luxid Lab (Application Software Development)	0	0
ゲーム	Wanted Lab (Application Software Development)	0	0
	Vespin Global (Internet Service Delivery)	0	0
	Gen.G (KSV)(game operation)	6	2
サービス	Sandbird (System Advisory, Deployment)	0	0
	Mediblock (Medical Information Service Platform)	0	0
店舗・サービス	Market Kurly (shopping delivery service app)	3	1
店舗	Zigzag (Crokey Dot Com)	2	2
全業種平均		1.4	0.7

いずれも Fortune 誌による

2-4 フィンランドの Aalto 大学と韓国内の大学の PCT 国際特許出願定量分析

PCT (Patent Cooperation Treaty) 国際特許出願の韓国の大企業の海外出願率は 36.8%であるが、中小企業は 4.3%に過ぎず、それさえも、中小企業は、そのうちの 55.3%は外国に参入するための現地出願を放棄することが分かっている。

これはまだ韓国が PCT 国際特許出願をほとんどの大企業中心に活動していることを示し、過去フィンランドのノキアのような大企業依存性が大きいことを意味する。

この項では、定量的分析範囲と内容及び検索エンジンは、前項の「国内 10 大スタートアップの IP 活動の定量的分析」と同様である。ただし、分析対象のみ、フィンランド Aalto 大学と韓国内 PCT 国際特許出願ランキング 3 大学 (ソウル大学、延世大学、KAIST) だけ分析対象に限定した。

PCT 国際特許出願の KIPRIS (検索サイト) 分析の結果、フィンランド Aalto 大学が 146 件に比べて、ソウル大学は 46 件、延世大学は 43 件、KAIST は 50 件に過ぎず、Aalto 大学が三つの大学出願の合計よりも多くの PCT 国際特許出願をしている。

フィンランドの Aalto 大学と韓国の大学との PCT 出願件数比較

国際出願件数	Aalto	Top 3 韓国の大学(Unit: case)		
		Seoul National University	Yonsei University 延世大学校	KAIST
PCT	146	46	43	50
Total	146	139		

世界で最も活発に支援活動が行われていると目されるフィンランドのスタートアップの特徴は国内市場を超え、グローバル市場を目指しており、国際 VC の投資・誘致に積極的である。2000 年代初期は、政府の主導で制度的・事業支援が行われていたが、現在は民間団体主導で支援が行われ、これに政府と地方自治体に加わっている。なお、支援対象の殆どは IP をベースにした 20~30 歳代の創業がほとんどである。

III 結論

スタートアップが特許を保有している場合、全体のスタートアップの平均よりも雇用成長率、成長の可能性、収益、ベンチャーキャピタルからの投資などが高くなる。従って、韓国においてもフィンランドのようにスタートアップ企業におかす IP ベースの産業を造成していくべきものと考えられる。

米国のフォーチュン誌選定「韓国の 10 代のスタートアップ」の IP 活動を分析した結果、特許活動は積極的であるが、ブランドに対する認識が非常に低い。商標は、簡単な手順と低コストで登録できるので、スタートアップが商標の重要性について認識する必要がある。

スタートアップの IP 管理において、起業に有意な事業に対しては、年次登録料減免、特許控除制度などがあるが、さらに IP 教育支援と関連の専門家の派遣支援などが必要である。

このために「IP アクセラレータ制度」を導入し、創業期、成長期、成熟期ごとに支援し、一般的なアクセラレータとは差別化された IP 専門家のプールとネットワークを構築することが必要であると考えられる。

なお、IP の創出のための情報の調査分析は今後も必須であり、IP 活用のための共同ポートフォリオを構築し、技術への投資説明会に積極的に参加させて技術の事業化ファンドなど、投資活動とも連携する方策を講じなければならない。

出典:

[1]パク・ジョンウ、「創業者の起業家的リーダーシップ、チーム学習行動、チーム境界スパン、および初期段階のスタートアップにおけるパフォーマンスの関係」、ソウル国立大学博士論文、pp.1-255、2020。

[2] Leem Hyo-jeong、「スタートアップの知的財産活動の特性評価」、韓国知的財産研究所、pp.3-10、2019。

[3]イ・ソンキ、チョン・チャンシク、イ・ソクジン、「IP ベースのスタートアップ活性化計画: 知的財産支援システム (プロジェクト) の満足度分析」、韓国知的財産研究所、pp.1-154、2018 年。

[4] Joon-Yeon Won、「スタートアップ企業のスタートアップ成功率を高めるためのスタートアップ

ファイナンスの効果的な運用に関する研究」、雇用キャリア研究、Vol. 6、No. 1、pp.23-45、2016。

[5] Donghun Bae, Solip Park, Byeongjin Cho, Wonjae Kim, Hyewon Park, Seungho Chu, 「フィンランドの新興企業の将来の産業動向と生態環境に関する調査」、KOTRA、pp1-9、2017年。

[6] Donghun Bae, Solip Park, Seungho Chu, 「フィンランドのスタートアップエコシステムのケーススタディ-2017」、KOSES、pp.1-53、2017

[7]イ・ミンファ、「スタートアップ EXIT の活性化のための知的財産加速の増殖に関する研究」、創造経済研究会、pp.7-13、2017年。

[8]李洛淵, Ja-Yeol Koo, 「第4次産業革命をリードする「強力な特許」を作成するための国家特許審査能力を強化するための措置」、国家知的財産委員会、pp.1-17、2017年。

[9] Joan Farre-Mensa, Deepak Hegde Stern, Alexander Ljungqvist, 「The Bright Side of Patents」、NBER (全米経済研究所)、USPTO Economic Working Paper、2017年。

[10] Insik Jung, Yooshin Yoo, 「IP エコシステ

ムを革新して、将来の市場を先取りする」、プレスリリース ((MIT イノベーションイニシアチブ)、2019年。

[11]キム・ヨンジェ, ヨム・スヒョン, 「ベンチャーアクセラレーターと政策の方向性の理解」、情報通信政策研究所、pp.1-19、2014年。

[12] Ki-Hyuk Na, Dae-Gyu Yang, Bart Tolga Altan Chae Chae, 「A Study on the Impact of Accelerators on Startups」、Venture Startup Research、pp.85-99、2019。

[13] Value Research Institute Co., Ltd., 「2018 Industrial Technology Research Project」 Surveyon Ventures from Universities) Report、2019。

[14]三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社, 「スタートアップが直面する知的財産問題と支援策に関する調査研究報告書」、JPO 工業所有権制度問題調査報告書、2018年。

[15] IPAS (スタートアップのための知的財産加速プログラム) 達成事例集」、日本特許庁、2019年。

idea Mart バックナンバー

本誌創刊号から Vol.14 までのアイディアマート掲載タイトル

Vol.1 自転車の走行中のペダル踏込力の負荷に反応して機械的にアシストする装置(2019.1)

Vol.2 ペンシル型の携帯用読取・転写装置 「メモト〜ル(2019.3)

Vol.3 GPS を利用したネットパーキングシステム 「E-netparks」(2019.5)

Vol.4 置き忘れ兼盗難防止検知装置(2019.7)

Vol.6 潜水用酸素器具(2019.11)

Vol.7 スカイ・ライトレール Sky Light Rail (2020.1)

Vol.8 負荷エネルギー電源(2020.3)

Vol.9 視力矯正自在レンズ(2020.5)

Vol.10 コーラス用フェースシールド(2020.7)

Vol.11 被膜瞬間形成装置.- COVID-19 Coating shield(2020.9)

Vol.12 免疫性が得られる仮設建築(2020.11)

Vol.13 合唱ステージのコロナ滅菌方法 COVID 19 sterilization method for chorus stage(2021.1)

Vol.14 収納物等管理システム/スマート・ストック・チェック(2021.3)

* Vol.10~13 まではコロナ対先関連アイディア、バックナンバーはホームページに掲載しています (但し Vol.13 まで) Vol.14 掲載していません。

- ▶ 本欄は発表者にて開発又は未実施のアイディアを紹介するコーナーです
- ▶ 本誌掲載にあたり、産業上又は他の財産権を主張する場合は適切な権利保護の処置が望まれます
- ▶ 実施権を譲渡又は実施権者を他に求める場合はその旨表明することができます
- ▶ 本発明の実施にあたっては同様、又は他の権利と抵触する場合もあるので留意を要します
- ▶ 本アイディアについて実施の権利を有さないで実施又は権利を主張する場合、なんらかの権利に抵触する場合があります
- ▶ 掲載内容、又は実施を希望する場合は AIPIN 事務局まで問合せ下さい

**AIPIN 会員並びに
アジアほか各国関係者で構築する
発明・知財ネットワーク (AIPIN)**

1. はじめに

このネットワークは日本国内ほかアジア各国の知財関係者が以下の目的・趣旨に賛同した個人・法人の方々が参加の資格を得ることができます。

2. アジア発明・知財支援ネットワーク活動

- A) このネットワークでは、知財が専門ではなく自由な着想・視点から知財に関連すると思われるテーマを話し合う「場」を催します。
- B) このネットワークではアジアを含む各国の発明・知財情報を提供するほか、様々な知財の課題も探りあげたいと思います。
- C) このネットワークでは、参加する人方々の知識、知見、アイデアなどを交換し、お互いのビジネスなどにつなげていくことも可能です。
- D) このネットワークは、誰でも参加でき、日本を含むアジアほか各国の知的財産の問題やそれらに興味の有無に係らず、経営者、法律及び各専門家、企業や大学・研究機関等における技術・研究開発者などで知財に関心を寄せる方々は誰でも参加できます。
- E) このネットワークの目標の一つに、海外の様々な情報や意見を交換することによって、ヒューマニティーに富み、緩やかな人の輪をつなぎたいと思います。
- F) このネットワークは主にコミュニティ誌 (E-mail magazine) を媒介に発明・知財に関する様々な情報やナレッジを共有していきたいと思えます。
- G) なお、この事務局は日本において、アジア知財ダイナミクス社が運営します。

➤ **研究会、勉強会、視察等イベントの開催**

- I. ネットワークではアジアを含む各国で関心の高い知財テーマを採り上げます
- II. 参加する人方々の知識、知見、アイデアなどを交換し、お互いのビジネスなどにつなげられます
- III. 誰でも参加でき、日本を含むアジアほか各国の知的財産の問題やそれらに興味の有無に係らず、経営者、法律及び各専門家、企業や大学・研究機関等における技術・研究開発者などで知財に関心を寄せる方々は誰でも参加できます

3. ネットワークへの参加資格について

本活動に関心があり、本活動への参加及び/又は本事業を活用したいと考える個人・法人を対象 (以下の種別参考)。

- 賛助会員：ネットワーク活動の趣旨に賛同し、ネットワークに参加、及び/又は資金的援助をしていただける個人・法人
個人：5,000 円/一口
法人：10,000 円/一口 (二口以上推奨)
- 活動会員：ネットワーク活動の趣旨に賛同し、ネットワークに参加・活動する海外の個人：無料

AIPD のコンサルテーション業務

**AIPD は各国の AIPIN 専門家との
ビジネス連携のもとに以下の業務を行います。**

海外知財支援
特許・商標権等知財登録手続き/抜き駆け商標登録取消等の対策/商標調査及びブランディング戦略

海外展開のライセンス支援
海外輸出進出・展開出、OEM、実施権移転、譲渡、実施権設定・交渉および未実施の発明・考案の実施斡旋

海外模倣品対策・調査等
模倣品・知財侵害・警告等の対策/諸外国での実施状況調査/競合模倣品の流通実態/模倣品防止技術・対策その他、諸外国の関連制度・運用に関する調査等

AIPIN のビジネス連携



編集・発行責任者 横山 方一

©合同会社 アジア知財ダイナミクス (AIPD)

事務所：東京都 練馬区 田柄 2-4-17 〒179-0073

横浜事務所：横浜市神奈川区六角橋 1-18-5-101 〒221-0802

連絡先：080-3457-2398/電話 FAX：03-6795-3192

E-mail: yokomasakazu@jcom.home.ne.jp

yokoyma@gmail.com

Web <https://aipd-aipin.jimdofree.com/>